

亀山市公告第 8 3 号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、公告の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 3 0 年 9 月 2 8 日

亀山市長 櫻 井 義 之

第 1

1 法定外公共物の種類

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）の適用を受けない道路

2 法定外公共物の所在及び面積

亀山市和田町字下川原 6 0 6 番地先 1 7 2 . 2 6 m²

第 2

1 法定外公共物の種類

河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）の適用又は準用を受けない河川、水路、ため池その他これらに類するもの

2 法定外公共物の所在及び面積

亀山市和田町字下川原 6 0 5 番地先 5 3 . 3 8 m²